

2024年10月18日 全9頁

# ストックオプションとその課税関係

## 税制適格の要件や税制非適格の扱いなど

金融調査部 研究員 平石 隆太  
研究員 矢田歌菜絵

### [要約]

- スtockオプションとは、株式をあらかじめ決められた価格で取得できる権利である新株予約権を会社の役職員等に報酬として付与する制度である。本稿ではストックオプションの課税関係について解説する。
- 無償で付与されるストックオプションのうち税制措置が適用される要件を満たしたものは税制適格ストックオプションと呼ばれる。税制適格ストックオプションは、役職員等が権利を行使した時には課税されず、取得した株式を譲渡する時まで課税が繰り延べられる。
- 非上場のスタートアップ等が税制適格ストックオプションを活用しようとする際に、株価の時価を算定するのは困難である。国税庁は当該株式の取引相場の有無に応じた時価の算定方法について公表している。
- 要件を満たさないストックオプションは税制非適格ストックオプションと呼ばれる。税制非適格ストックオプションには、①無償・有利発行型、②有償型、③信託型があり、いずれもストックオプションの付与時に課税関係は生じないが、権利行使時はそれぞれ課税の扱いが異なる。

## 1. スtockオプションの概要

ストックオプションとは、「株式をあらかじめ決められた価格で取得できる権利」である新株予約権を、会社の役職員等に報酬として付与する制度である。ストックオプションは、役職員の成果によって株価が上昇すればより多くの利益を得ることができるため、業績連動型の報酬として幅広く活用されている。

ストックオプションの利用には、一定の要件を満たした場合に課税が繰り延べられる税制措置が設けられている。直近では、ストックオプション税制に関して2023年7月に国税庁の「ストックオプションに対する課税（Q&A）」が改訂されたほか、2024年度税制改正で要件の緩和がなされた。

本稿では、税制措置が適用される税制適格ストックオプションのほか、税制非適格となる有償ストックオプションや無償・有利発行型のストックオプション、信託型のストックオプションなど様々な種類のストックオプションについて課税関係およびスキームを解説する。

図表 1：ストックオプションと課税関係の概要

	税制適格	税制非適格		
		①無償・有利発行型	②有償型	③信託型
信託による 購入時				被付与者に 課税関係は生じない
付与时	課税関係は生じない			
行使時	課税繰延	給与課税の対象	所得税法上 認識しない	給与課税の対象
		権利行使時の株価 - 払込価額		権利行使時の株価 - (払込価額 + 購入価額)
譲渡時	株式譲渡益課税			
	譲渡価額 - 払込価額	譲渡価額 - 権利行使時の株価	譲渡価額 - (払込価額 + 購入価額)	譲渡価額 - 権利行使時の株価

(注 1) 払込価額は新株予約権の権利行使価額、購入価額はストックオプションの購入価額を示す。

(注 2) この表では、付与対象者として役職員を想定しており、雇用契約等に基づく報酬等としてストックオプションが付与される場合の課税関係をまとめている。

(出所) 国税庁「[ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#)」(2023 年 7 月最終改訂) を基に大和総研作成

## 2. 税制適格ストックオプション

### 概要

税制適格ストックオプションとは、会社法 (238①) の規定に基づいて付与された無償のストックオプションのうち、税法の要件を満たすものを指す。通常、新株予約権を行使した場合には、権利行使時に、権利行使時の株価と払込価額の差額に対する給与所得課税等、株式の譲渡時に譲渡価額と権利行使時の株価の差額に対する株式譲渡益課税が発生する。税制適格ストックオプションは、権利行使時に課税がなされず、譲渡時に譲渡価額と払込価額との差額に株式譲渡益課税が発生する (図表 1 参照)。

税制適格でなければ、株式を売却して現金を手にする前の権利行使時に給与所得課税等<sup>1</sup>が課され、役職員に納税資金の負担が発生するため、インセンティブ報酬としての効果が薄れてしまう。税制適格ストックオプションは、課税を譲渡時に限定することで、インセンティブ報酬としての効果を高めている。

### 要件

税制適格ストックオプションの要件は次ページの図表 2 の通りである。2024 年度税制改正で

<sup>1</sup> 給与所得課税は累進課税 (最大税率 55%) であり、役員や管理職などにとって、株式譲渡益課税 (所得税 15%、住民税 5%) よりも負担が重くなることが多い。

は、権利行使価額の年間限度額、対象者となる社外高度人材の範囲、株式保管委託要件に改正が加えられた。

図表 2：税制適格ストックオプションの要件の概要

対象者	次のいずれかに該当する者 ・自社の取締役、執行役または使用人（およびその相続人） ・発行済株式総数の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役、執行役または使用人（およびその相続人） ・中小企業等経営強化法の認定事業者が行う新事業分野開拓計画に従事する「社外高度人材」 <sup>(注1)</sup>		
権利行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの間 ※設立の日以後5年未満の非上場会社であること等の要件を満たした会社が2023年4月1日以後に付与した税制適格ストックオプションについては、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後15年を経過するまでの間		
権利行使価額	ストックオプションに係る契約締結時の時価（株価）以上		
権利行使価額の年間限度額	付与決議の日において、設立後5年以上20年未満	非上場	3,600万円 <sup>(注2)</sup>
		上場後5年未満	
	付与決議の日において、設立後5年未満 上記以外		2,400万円 <sup>(注2)</sup> 1,200万円
譲渡制限	あり		
新株発行・株式譲渡	新株予約権の行使に係る株式の交付が株主総会または取締役会の決議によって定めた募集事項に反しないこと		
株式の管理要件	次のいずれかに該当する方法 ・発行会社と証券会社等の間であらかじめ締結される株式の保管委託等に関する取決めに従い、一定の方法で証券会社等に保管委託等がなされること <sup>(注3)</sup> ・権利行使により取得する株式が譲渡制限株式であり、発行会社によって一定の方法で株式の管理等がなされること <sup>(注4)</sup>		
権利者の誓約	権利者が付与決議の日当該株式会社の大口株主、またはその特別関係者でないこと		
権利者が発行会社に提出する書面の記載事項	権利行使の年における当該権利行使者の他の権利行使の有無など		

(注 1) 計画の実施開始日から新株予約権の行使までの間、居住者である者に限る。当該社外高度人材が、権利行使をして取得した株式を譲渡するまでに国外転出した場合、権利行使日の株価で譲渡したものとみなして、その価額と権利行使価額との差額が譲渡益課税の対象となる。その後、実際に譲渡した場合、権利行使日の株価を取得価額として、その価額と譲渡価額との差額が譲渡益課税の対象となる。

(注 2) 2023 年分の所得税については、権利行使価額の限度額は 1,200 万円。

(注 3) 当該証券会社等を通じた譲渡が行われず、他の証券会社等に移管等がされた場合、その時点で譲渡があったとみなされ、時価と権利行使価額との差額が譲渡益課税の対象となる。その後、実際に譲渡した場合、移管等を行った日の時価を取得価額として、その価額と譲渡価額との差額が譲渡益課税の対象となる。

(注 4) 2024 年分の所得以後について適用される。

(出所) 法令等より大和総研作成

## 対象者

税制適格ストックオプションの対象者は、図表 2 に示した通り、社内の役職員に加えてスタートアップ等が専門人材を円滑に獲得するため「社外高度人材<sup>2)</sup>」も含まれる。従前はプログラマーや弁護士等を社外高度人材の対象としていたところ、2024 年度税制改正によって非上場企業の役員経験者や教授及び准教授等にも対象が拡大された。

## 権利行使価額の年間限度額

従前、権利行使価額の年間限度額は一律 1,200 万円とされていた。2024 年度税制改正によりスタートアップの育成を目的として、設立年数や上場・非上場の別に応じて上限が 3,600 万円

<sup>2)</sup> 要件は中小企業等経営強化法施行規則で定められており、国家資格や博士の学位を有する者等が社外高度人材に当たる。(経済産業省「経済産業関係 令和 6 年度税制改正について」(2023 年 12 月 22 日) p. 29 参照)

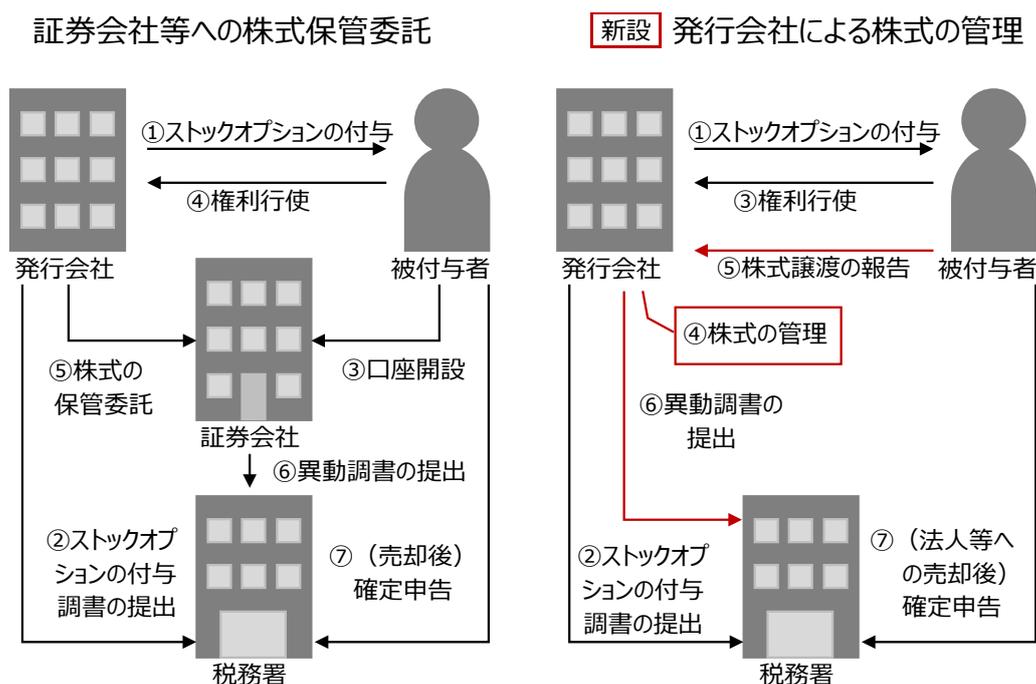
または2,400万円まで引き上げられた（図表2）。

### 株式管理の方法

税制適格ストックオプションには、ストックオプションを行使して取得した株式の管理要件が存在する。従前は、株式管理の方法として、証券会社等への保管委託を行う方法のみが認められていた。証券会社等に口座を開設して管理することで、役職員等が会社が無断で株式を譲渡することが難しくなり、税務当局も売買の実績を把握しやすくなることがその趣旨であると考えられる。

もともと、以前から、証券会社への保管委託がコストや負担を生じさせ、スタートアップ等のM&Aの制約になり得ると指摘されていた。このため、2024年度税制改正により、株式管理の方法として、証券会社等への保管委託による方法のほか、発行した株式会社（譲渡制限株式に限る）が管理する方法も認められるようになった。譲渡制限株式を発行した株式会社が管理していれば、役職員等による無断譲渡の懸念が小さく、上記の趣旨に反しないと考えられる。

図表3：税制適格ストックオプションの対象となる株式管理の方法



（出所）経済産業省「[ストックオプション税制](#)」を基に大和総研作成

### 権利行使価額の算定

前掲図表2で示したように税制適格ストックオプションでは、権利行使価額はストックオプションに係る契約締結時の時価（株価）以上でなければならない。しかし、非上場企業における税法上の株式の時価の算定方法が不明確であったため、ストックオプションの付与後に課税対象とされるリスクがあり、この要件が税制適格ストックオプションを利用しにくい要因となっていた。

この点に対応し、国税庁は2023年7月にストックオプション税制に関する権利行使価額の算定について図表4の通り明確化した。

図表4：株式の区分ごとの株式の価額

区分		株式の価額	
		原則方式	特例方式 <sup>(注1)</sup>
株式	取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額
		気配相場等のある株式 <sup>(注2)</sup>	気配相場価額 公募等の価額
	取引相場のない株式	売買実例のある株式 <sup>(注3)</sup>	売買実例価額
		売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して 算定した価額 <sup>(注4)</sup>
			選択不可
			選択可

(注1) 特例方式は、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時の株価の算定でしか選択することができない。

(注2) 気配相場等のある株式とは、次の株式をいう。

①登録銘柄として登録されている株式及び店頭管理銘柄として指定されている株式

②公開途上にある株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式

(注3) 売買実例のある株式とは、最近（概ね6月以内）において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たる。なお、増資は売買実例として取り扱うが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しない（図表5において同じ）。

(注4) 純資産価額等を参酌して算定した価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例によって算定した価額とすることができるが、特例方式と異なり、著しく不相当と認められる場合、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合には、選択することはできない。

(出所) 国税庁「[ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#)」(2023年7月最終改訂) を基に大和総研作成

## 原則方式

図表4中の原則方式とは、「[所得税法基本通達 23～35 共-9](#)」の例によって時価を算定する方式であり、算定方法は以下の通りである。

図表5：原則方式の算定方法

区分	株式の価額
① 株式が金融商品取引所に上場されている場合	当該株式の公表された最終価格
② その株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき	当該旧株の最終価格を基準として、合理的に計算した価額
③ 株式および旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式または当該旧株につき気配相場価格があるとき	①または②の最終価格を気配相場価格と読み替えて、①または②により求めた価額
①から③までに掲げる場合以外の場合	イ) 売買実例のあるもの
	ロ) 公開途上にある株式で、当該株式の上場またはブックビルディング方式または競争入札方

	は登録に際して株式の公募等が行われるもの (イに該当するものを除く)	式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
	ハ) 売買事例のないもので、発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の株式会社の株式の価額があるもの	当該価額に比準して推定した価額
	ニ) イからハまでに該当しないもの	権利行使日等におけるその発行会社の1株当たりの純資産価額等を参酌して、通常取引されると認められる価額

(出所) 国税庁「[ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#)」(2023年7月最終改訂) を基に大和総研作成

### 特例方式

特例方式は取引相場のない株式の算定方法について明らかにしたものである。主に「[租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて 29 の 2-1](#)」の規定に基づいており、「[財産評価基本通達](#)」の例によって算定することが可能となっている。

株式が付与された者が同族株主等でない場合は原則的評価方式か特例的評価方式のいずれか、株式が付与された者が同族株主等の場合は、原則的評価方式により、時価評価を行うことが想定される。

図表 6 : 特例方式の算定方法

区分	方式	具体的計算方法
原則的評価方式	大会社	類似業種比準方式 $\text{類似評価平均株価(A)} \times \frac{\frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{\text{B} + \text{C} + \text{D}}}{3} \times \text{しんしゃく率(E)}$ ※B、C、Dは、発行会社の配当、利益、簿価純資産 B、C、Dは、類似業種の配当、利益、簿価純資産 ※Eは、大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5
		(純資産価額方式も可)
	中会社	併用方式 $\text{類似業種比準価額} \times \text{L} + \text{純資産価額} \times (1 - \text{L})$ ※Lの割合 = 大会社に近いもの 0.9、中間のもの 0.75、小会社に近いもの 0.6
		(純資産価額方式も可)
	小会社	純資産価額方式 $\frac{\text{相続税評価額による純資産価額}}{\text{発行済株式数}}$
		(併用方式も可)
特例的評価方式 (注1)	配当還元方式 $\frac{\text{配当金額}(\text{※})}{10\%} \times \frac{\text{1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ ※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。 配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。	

(注 1) 原則的評価方式も可とされている。

(注 2) 大会社・中会社・小会社の区分については、「[財産評価基本通達 178](#)」を参照。

(出所) 国税庁「[ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#)」(2023年7月最終改訂) を基に大和総研作成

### 3. 税制非適格ストックオプション

#### 3 種類の税制非適格ストックオプション

税制適格ストックオプション（上記 2.）の要件を満たさないストックオプションは、税制非適格ストックオプションとされる。取得の方法や取得時に支払う価額によって、①無償または有利な価額で取得する無償・有利発行型、②適正な時価で取得する有償型、③信託を通じて取得する信託型、の 3 つに整理される。

#### ①無償・有利発行型

被付与者が発行会社からストックオプションを無償または有利な価格で取得した場合、付与时（取得時）には課税関係が発生しないとされている（譲渡制限がない場合は、権利付与时に課税）。ストックオプションの権利を行使し、株式を取得した時に得られる経済的利益、すなわち、行使時の株価と権利行使価額（＝権利行使時の払込価額）の差額、が給与所得等（図表 7）の対象となり、その所得税は発行会社が源泉徴収義務を負う。当該ストックオプションの権利行使により取得した株式を譲渡した場合は、譲渡価額と行使時の株価の差額が株式の譲渡所得<sup>3</sup>の対象となる。

図表 7：税制非適格ストックオプションの権利行使時の所得区分

所得区分	種類	例
給与所得	発行会社と付与を受けた者との間の雇用契約等に基因して付与	自社の取締役、使用人や子会社の取締役に付与（注）
事業所得 または 雑所得	付与を受けた者の営む業務に関連して付与	融資先や仕入れ先、経営コンサルタント、顧問弁護士、取引先の取締役に付与
原則として 雑所得	上記以外	付与対象者の相続人が権利行使
一時所得		付与対象者の相続人が一定期間内に一括して権利行使することが条件である場合

（注）主として職務の遂行に関連しない利益が提供されている場合には雑所得、退職に基因して権利行使が可能となっていると認められる場合には退職所得として課税される。

（出所）法令等より大和総研作成

#### ②有償型

被付与者が発行会社からストックオプションを適正な時価で取得した場合、付与时（取得時）には課税関係は発生しないとされている（譲渡制限がない場合は、権利付与时に課税）。ストックオプションの権利を行使し、株式を取得した時に得られる経済的利益について所得税法上は

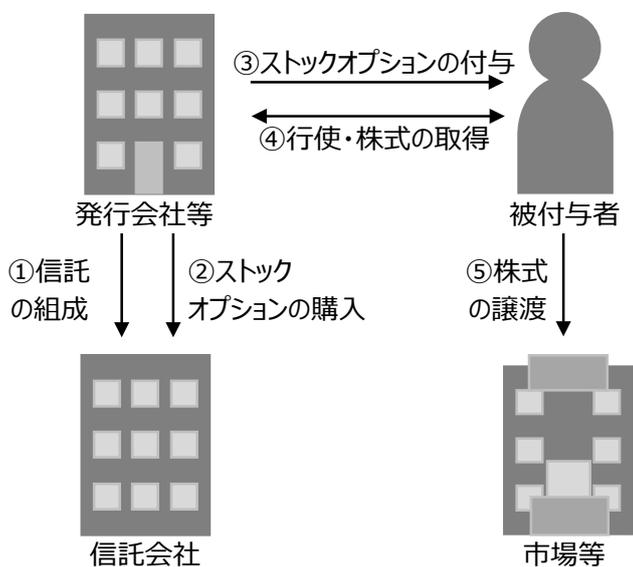
<sup>3</sup> 上場株式等または一般株式等の譲渡所得として税率 20%（所得税 15%、住民税 5%）が課される。なお、所得税については 2037 年まで別途、復興特別所得税の課税（基準所得税額の 2.1%）も行われるため、実際には税率 20.315%（所得税と復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）が課される。

認識しないこととなっている（市場で取得した新株予約権の権利行使をした時と同様である）。その後、当該株式を譲渡した場合、譲渡価額から権利行使価額（＝権利行使時の払込価額）およびストックオプションの取得時の購入価額（適正な時価）を控除した額が株式の譲渡所得<sup>3</sup>の対象となる。

### ③信託型

上記の他にも被付与者に信託会社を通じてストックオプションが付与される仕組みもある。発行会社等が金銭等を拠出して信託を組成し、信託会社が発行会社のストックオプションを適正な時価で購入した後に、信託財産として管理されている当該ストックオプションを付与する場合である。この場合、被付与者への信託からのストックオプションの付与時には課税関係は生じない（譲渡制限がない場合は、権利付与時に課税）。付与されたストックオプションを行使し、株式を取得した時に得られる経済的利益、すなわち行使時の株価から、権利行使価額（＝権利行使時の払込価額）と信託によるストックオプションの購入価額（適正な時価）の合計額を控除した額が給与所得等（図表7）の対象となるとされている。その後、当該株式を譲渡した場合、譲渡価額と行使時の株価の差額が株式の譲渡所得<sup>3</sup>の対象となる。

図表8：税制非適格ストックオプション（信託型）のスキーム



（出所）国税庁「[ストックオプションに対する課税（Q&A）](#)」（2023年7月最終改訂）を基に大和総研作成

なお、税制非適格ストックオプション（上述①～③）を権利行使前に発行会社等に譲渡した場合の所得については、株式等の譲渡所得ではなく、権利行使時の所得区分と同様に給与所得、事業所得、退職所得、一時所得または雑所得の対象となると考えられる<sup>4</sup>（図表7）。

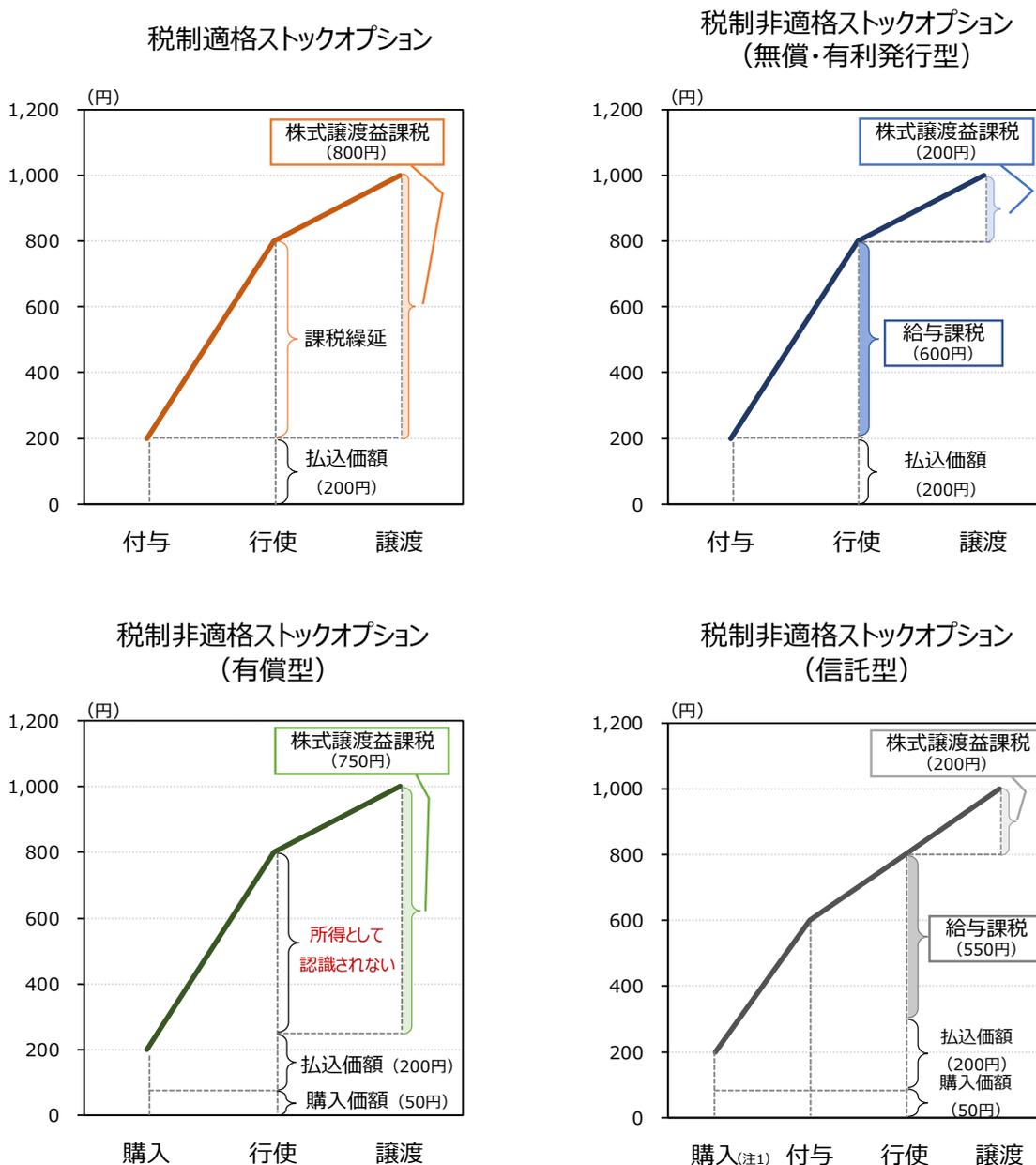
<sup>4</sup> 国税庁「[被買収会社の従業員に付与されたストックオプションを買収会社が買い取る場合の課税関係](#)」

## 4. まとめ

前ページまで取り上げた税制適格ストックオプションおよび税制非適格ストックオプション（①～③）について付与時、権利行使時、および権利行使後に取得した株式の譲渡時の課税関係と課税対象の設例をまとめたものが図表9である。

いずれの場合も株式譲渡時に株式譲渡益に対して課税されるが、権利行使時に課税関係が生じるかどうかや、その対象に違いがあることが分かる。

図表9：ストックオプションの課税関係（例）



(注1) 信託会社による当該ストックオプションの購入。

(注2) 縦軸は株価を表す。

(出所) 国税庁「[ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#)」を基に大和総研作成